

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第105号）（建設局自転車政策推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、道路附属物自動車駐車場の駐車料金の上限額の適正化を図ることとしました。

また、京都市御池駐車場において、自動二輪車及び原動機付自転車の利用者の利便性の向上を図るため、土曜日及び日曜日についても平日と同じ駐車料金の上限額を設定するとともに、自動二輪車以外の自動車に係る平日定期駐車券の発行を廃止することとしました。

1 駐車料金

区 分			単 位	駐車料金	
				改 正 前	改 正 後
京都市 出 町 駐 車 場	昼 間	自動二輪車及び 原動機付自転車	1 回	30分までごとに70円。 ただし、上限 <u>560円</u>	30分までごとに70円。 ただし、上限 <u>580円</u>
		自動二輪車以外 の自動車		30分までごとに 200円。ただし、上限 <u>1,600円</u>	30分までごとに 200円。ただし、上限 <u>1,670円</u>
	夜 間	自動二輪車及び 原動機付自転車		円 700	円 730
		自動二輪車以外 の自動車		<u>2,000</u>	<u>2,090</u>
	自転車		1日1回	150	150
京都市 御 池 駐 車 場	昼 間	自動二輪車及び 原動機付自転車	30 分	100	100
		自動二輪車以外 の自動車		<u>250</u>	<u>260</u>
	夜 間	自動二輪車及び 原動機付自転車	60 分	100	100
		自動二輪車以外 の自動車		<u>250</u>	<u>260</u>
	上 限	自動二輪車及び 原動機付自転車 (※)		<u>500</u>	<u>520</u>
		自動二輪車以外の 自動車		<u>1,500</u>	<u>1,560</u>

(※) 土曜日及び日曜日についても、平日と同じ上限額を設定する。

備考1 京都市出町駐車場における「昼間」とは、午前4時30分から午後9時までをいい、「夜間」とは、午後9時から翌日の午前4時30分までをいう。

2 京都市御池駐車場における「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前7時までをいう。

2 定期駐車券

区分	定期駐車券の種類	定期駐車券により自動車又は自転車等を駐車させることができる時間	駐車料金	
			改正前	改正後
京都市 出町 駐車場	自動二輪車に係る定期駐車券	午前0時から 午後12時まで	円 <u>10,000</u>	円 <u>10,470</u>
	自動二輪車以外の自動車に係る一般定期駐車券		<u>30,000</u>	<u>31,420</u>
	一般用自転車定期駐車券		<u>2,700</u>	<u>2,820</u>
	学生用自転車定期駐車券		<u>2,500</u>	<u>2,610</u>
	障害者等用自転車定期駐車券		<u>2,500</u>	<u>2,610</u>
	原動機付自転車定期駐車券		<u>5,500</u>	<u>5,760</u>
	自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券		午前4時30分から 翌日の午前1時まで	<u>20,000</u>
自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券	午後5時から翌日の 午前10時まで	<u>10,000</u>	<u>10,470</u>	
京都市 御池 駐車場	自動二輪車に係る一般定期駐車券	午前0時から 午後12時まで	<u>10,000</u>	<u>10,470</u>
	自動二輪車以外の自動車に係る一般定期駐車券		<u>45,000</u>	<u>47,140</u>
	原動機付自転車に係る一般定期駐車券		<u>8,500</u>	<u>8,900</u>
	自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券	午前6時から 午後12時まで	<u>30,000</u>	<u>31,420</u>
	自動二輪車に係る夜間定期駐車券	午後5時から翌日の 午前10時まで	<u>5,000</u>	<u>5,230</u>
	自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券		<u>20,000</u>	<u>20,950</u>
	原動機付自転車に係る夜間定期駐車券		<u>3,500</u>	<u>3,660</u>
	自動二輪車以外の自動車に係る平日定期駐車券	平日の午前0時から 午後12時まで	<u>39,000</u>	(削除)
	自動二輪車以外の自動車に係る平日昼間定期駐車券	平日の午前6時から 午後12時まで	<u>24,000</u>	<u>25,140</u>
	自動二輪車に係る特定平日昼間定期駐車券	平日(土曜日を除く。) の午前7時30分から 午後8時まで	<u>7,900</u>	<u>8,270</u>
	原動機付自転車に係る特定平日昼間定期駐車券		<u>6,400</u>	<u>6,700</u>
自動二輪車以外の自動車に係る特定平日昼間定期駐車券	平日(土曜日を除く。) の午前6時から 午後12時まで	<u>20,000</u>	<u>20,950</u>	

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第105号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2 1昼間の項中「560円」を「580円」に、「1,600円」を「1,670円」に改め、同表1夜間の項中「700」を「730」に、「2,000」を「2,090」に改め、同表1備考3を削り、同備考4を同備考3とし、同表2備考以外の部分中「250」を「260」に改め、同表2備考3中「500円」を「520円」に改め、「日曜日及び土曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の」を削り、同備考4中「1,500円」を「1,560円」に改め、「日（」の右に「国民の祝日に関する法律に規定する」を加える。

別表第3京都市出町駐車場の項中「10,000」を「10,470」に、「30,000」を「31,420」に、「2,700」を「2,820」に、「2,500」を「2,610」に、「5,500」を「5,760」に、「20,000」を「20,950」に改め、同表京都市御池駐車場の項中「10,000」を「10,470」に、「45,000」を「47,140」に、「8,500」を「8,900」に、「30,000」を「31,420」に、「5,000」を「5,230」に、「20,000」を「20,950」に、「3,500」を「3,660」に改め、

「

自動二輪車以外の自動車に係る平日定期駐車券	平日の午前0時から午後12時まで	39,000	を削り、
-----------------------	------------------	--------	------

」

「24,000」を「25,140」に、「7,900」を「8,270」に、「6,400」を「6,700」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の駐車料金については、改正後の条例別表第2の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)